

平成 26 年度第 2 回違法伐採対策・合法木材普及推進委員会
議事概要

日時：2015（平成 27）年 3 月 17 日（火）14:00～15:50

場所：永田町ビル 4 階大会議室（東京都千代田区永田町）

議事要旨：

① 平成 26 年度違法伐採対策・合法木材普及推進事業の実施結果について

事務局より、資料により平成 26 年度事業の実施結果を説明した。特に「今後は木質バイオマスで合法木材の取扱が増え、対応が必要となることが予想される。」との説明があった。引き続き企業向けセミナーの結果について説明した。その中で、「Web によってこのセミナーを知った人が多かったようなので、今後はインターネットによる情報伝達もさらに重視したい。」との話があった。さらに、モニタリングアンケート結果の概要を報告した。ここでは、「現場調査の結果を見ると、認定事業者の文書管理等の運用に問題があるところも見られたので、今後の研修内容にも活かしていきたい。」との話があった。

その後、中国調査（華南地域の 2 社を対象に事例調査）、中国事業者へのアンケート結果についての概要を報告した。

[主な質疑・意見]

○DIY ホームセンターショウ、エコプロダクツで実施した来場者アンケートの結果は？

→（事務局）現在取りまとめ中。集計結果は総括報告書に掲載する予定である。

○今後バイオマスの合法証明が増えるとの話があり気になるが？

→（事務局）合法証明木材の中には、燃料用チップ、製紙用チップの合法木材証明が含まれているが、全体の中でのチップとそれ以外の区分は難しい。木質バイオマスについては、従来の木材関係業者とは関係のない事業者もかかわってくる。現在計画されている木質バイオマス発電工場が実現すると莫大な量の合法木材が出てくることになる。

○木質バイオマスの合法証明については様々な業界の事業者が関心を持っている。どれくらい増えるか想像もつかない。合法証明書があれば買取価格が違ってくるとなると、不正が起きる恐れがある。いままでまったく合法証明をやったことのない業者が取り扱うので、チェックをしっかりとる必要がある。チップは量が多いだけに影響も大きい。

○木質バイオマスの合法証明について情報管理を仕切るところが必要ではないか。買取価格が消費者に転嫁されるので、不正を見過ごすと大変なことにな

る。

○木質バイオマスに関しては別のところでしっかりと議論する必要がある。

○事業者セミナーではどのような意見が出たのか？

→（事務局）今回のセミナーでは初めて我々と FSC や PEFC とが同じ席についてパネルディスカッションをした。認証の方がいい・悪いという話ではなく、合法木材推進の活動を続けていく中で木材利用全体が増えていくといい。

○森林認証と合法木材の推進者が直接話をしたことは意義深い。

○中国調査について、調査した企業にはアフリカ、アジアなどからも原料が入ってきているようだが、この合法性の証明はどうなっているのか？

→（全木連）それらの木材の合法証明については中心のテーマではなかったが合法性が確認できる体制ではなかった。

○モニタリングの事業については、我々のところでは独自のフォーマットで調査を実施している。統一的な取り扱いを考えているのであれば調整を願いたい。

→（事務局）モニタリングは本来は各認定団体が自らやるもの。モニタリングの様式は多少違っていても、これをやることで当初の規定を守ってやっているのか、事業者にも再認識してもらいたいと考える。

② 平成 27 年度違法伐採対策・合法木材普及推進事業について

林野庁より、平成 27 年度事業の概要の説明があった。

[主な質疑・意見]

○合法木材ハンドブックには、輸入材の証明書の事例が掲載されているが、我々の作ったチェックリストをハンドブックに掲載してもらうことは可能か。

→（事務局）ハンドブックの Q&A の内容については、林野庁と協議して決めることになる。

→（林野庁）掲載内容については、普及検討委員会の場合でも検討してほしい。

③ その他

事務局からは特になし。委員からも特に意見は出ず、会議を終了した。

—了—